

令和7年9月26日(金)
香川県広域水道企業団 財産契約課
担当者: 川松 瀧
ダイヤルイン: 087-826-6114

入札参加有資格業者を指名停止

1 事案の概要

香川県広域水道企業団東讃ブロック統括センターの検針・滞納整理等業務を受託している第一環境株式会社の元社員1名が、窓口等で収納した水道料金(下水道使用料を含む。)を着服していたことが判明した。

このことは、香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領別表2に該当するので、同要領第2条第1項に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者の名称・所在地・指名停止期間

業者名等	指名停止期間
第一環境株式会社 代表取締役 玉木 孝一 東京都港区赤坂二丁目2番12号	令和7年9月26日 ～令和7年10月25日 (1月間)

3 指名停止業者と企業団との契約状況(平成30年度以降)

令和4年度 1件 1,841,400千円(契約履行中)

○香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(抄)

(指名停止等)

第2条 企業長は、有資格業者が別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じてそれぞれ同表の右欄に定める期間の範囲内において期間を定め、当該有資格業者に対して指名停止を行うものとする。

2-4 略

別表(第2条一第5条・第10条関係)

措置要件	期間
(契約違反) 2 企業団が発注する物品の買入れ等の契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1月以上6月以内</u>